解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年七月二十三日岡山県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年八月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月十三日

岡山県井原市井原町三二七三番地

医療法人天敬会

清算人　古城　昌義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道深川市一已町字一已二四七〇番地、最後の住所北海道深川市文光町一一番七号　被相続人　亡　髙瀬　秀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十三日

北海道旭川市末広四条六丁目七番八号　弁護士法人千葉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川上　健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県君津市大山野一二番地、最後の住所千葉県君津市大山野一二番地二　被相続人　亡　伊藤　はな

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十三日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号六階　伊藤綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　義文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市吉原町ヘ一四四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山田　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十三日

石川県金沢市福久町ヘ一八番五号

相続財産管理人　石井　幸夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県御前崎市御前崎四四六一番地一、最後の住所静岡県御前崎市御前崎四四六一番地の一　被相続人　亡　石田　和久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十三日

静岡県牧之原市波津一丁目一四番地一

相続財産管理人　堀池　勇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県筑紫野市大字永岡二四七番地一、最後の住所福岡県筑紫野市大字永岡二四七番地一エバーライフ・リオ筑紫野2―二一八号　被相続人　亡　山口由紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十三日

福岡市中央区舞鶴三丁目二番三一号舞鶴栄光ビル三階

相続財産管理人　司法書士　森　浩一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県豊後高田市夷四一〇〇番地、最後の住所大分県豊後高田市夷七三番地　被相続人　亡　鬼丸　淳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十三日

大分県中津市古魚町一六五九番地一

相続財産管理人　弁護士　中山　知康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県奄美市名瀬幸町二三番地八、最後の住所鹿児島県奄美市名瀬伊津部町三〇番二号　被相続人　亡　三浦　純夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十三日

鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町一八番地一七

相続財産管理人　里村　紀幸

無縁墳墓等改葬公告

無縁墳墓整備のために改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年八月十三日

一　墳墓等所在地　宇佐市大字辛島字時岡六三番地

一　墳墓等の名称　端相妙園、洞嶽宗然、本室貞牲信女信、惜山良辻見信、早生浄栄童子、三室妙玄信女、没故願明有心信士、善覚浄牲信士、妙園童女、貞玉童女位、満法智足信女、安室清閑信士塔、満月身園信士、祖庭良門信士、鶴室沙嘉大姉、規道智範居士、飯源大園法樹信士、養道貞育信女、福田良嘉信士、本光妙然大姉、寛学道斎居士位、浄源孫子、高月妙山信女、清室貞戒信女、現成〇子、宗法慧眼信士、春光妙耶信女、堅相道固信士、榮林壽昌信女、龍智安信士、禪室智定信女、薫峰涼雲信士、祥山瑞信士、孝山宗忠禪定門、帰芸久学良参信士位、寒山道雲信士、長剛林仙信士、寶蓮妙馨信女、即応紗心信女、昌室妙久信女塔、用山浄桃信士、園瑞宗覚信士、月浦浄清信士の塔、月山常白信士塔、月桂宗園信士位、福翁仙壽信士、真月昭天信士、沙山浄林信士、切山良徳信士、山浄然信士、締宝妙然信女、本光妙然信女、善明浄硯信士、浄體智清信士、〇月童女、授山妙傳信女、覚窓妙園信女、〇室妙雲信女、帰真一翁沙弥位、白山浄智信士、蓮光童子、祥雲童子、春明童子、寒泉孫子、絽観童子、一心院宗園日相居士、本然智昭信女、大法浄覺信士、蓮心院宗月初子、紅顔院妙童女、観善院妙心日浄大姉　七〇基外不詳二二一基

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　大分県宇佐市大字辛島一二三番地の四　大字辛島区長　江本　康彦

債権申出の公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十七年七月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月十三日

香川県高松市松福町二丁目一五番二四号

香川県建設業厚生年金基金

代表清算人　富田　隆弘

債権申出の公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十七年七月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年八月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年八月十三日

東京都中央区築地四丁目一番一号東劇ビル一六階

日本広告業厚生年金基金

代表清算人　長沼孝一郎

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、売却することとしたので、これに対して異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年八月十三日

東京都新宿区高田馬場二丁目五番二三号

桂城建設株式会社

代表取締役　清水　英世

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
渡辺喜四郎　東京都台東区谷中清水町一番地	普通株式六〇株	不明
菊沢　大麓　さいたま市元町一―一九七	普通株式五〇株	不明
西池　洋三　東京都清瀬市上清戸一―一六―六五	普通株式二〇株	B八一　B八二